せいそう労働者速報
2011年10月12日
NO.1012
東京清掃労働組合
中央執行委員会
教育宣伝部

地連の代表が出席する中、特別区人事委員会に対し要請を実施

東京清掃「十分な労使協議期間の確保のためにも早期の勧告を」

人事委員会「時期はお示しできない。これまで同様の考え方で」

特別区人事委員会としての自主的・主体的な対応を求めた　＜2011.10.12 区政会館20階＞

わが組合は、１０月１２日午後４時から特別区人事委員会に対し、今年度の勧告作業に関する要請行動を実施しました。東日本大震災の影響で国の人勧は例年よりも大幅に遅れ、内容についても、一時金(ボーナス)については、当然引上げとなる民間給与調査の結果であるにもかかわらず改定見送り、マイナス較差解消のための俸給表の改定について、４０歳代以上をマイナス改定するという高齢層を狙い打ちにした不当な勧告でした。

この日の特別区人事委員会への要請については、地連からも代表役員各二名に参加いただき、国の人勧や総務省の指導に追随することなく、高物価の首都圏で生活する特別区職員の生活実態を踏まえた勧告を行うよう強く求めました。また、十分な労使協議期間を確保するためにも早期に勧告を示すよう求めましたが、人事委員会は「時期につきましては、現時点では明確にお示しできませんが、勧告にあたっては、これまでと同様の考え方に基づき、今後の作業を進めていきます」とし、「高齢期の雇用問題」について検討状況を質したことに対しても「引き続き国の動きを注視しながら、特別区職員の実態を踏まえた検討を進めていきます」と従来の考え方を示すに留まりました。

その他にも「標準生計費の算出方法」「給料表の策定」「一時金」「地域手当」等に

ついて、人事委員会の考え方を質しましたが、我われが納得できる回答は示されませんでした。
　この日の要請で、勧告時期について明確に示されることはありませんでしたが、地方自治体の勧告は、国よりも約一ヶ月遅れることを考えると、今月下旬の勧告となることが想定されます。例年以上に厳しい日程での賃金確定闘争となる見込みですが、日程ありきの交渉には応じられません。今後区長会に提出するわが組合からの『要求』に対し、我われが納得できる回答が示されることが大前提となります。
　１１月１日には闘争開始宣言として第一波総決起集会が予定され、その後も各地連毎の決起集会や区長会総会に対する要請行動、連日の専門委員会交渉等が続くことになります。今期賃金確定闘争の勝利に向けて、本部・中央執行委員会も全力で今後の交渉に臨みます。各職場でも情勢報告のための全体集会の実施や決起集会への参加等、今後の闘いを全力で取り組むことを呼びかけます。頑張りましょう！

特別区人事委員会要請

日　時　２０１１年１０月１２日（水）１６時００分から１６時１３分

場　所　東京区政会館２０３会議室

出席者　特別区人事委員会：石野事務局長、澤田事務局次長、本間給与課長、鈴木給与課主査
　　清掃労組：西川委員長、吉田副委員長、染書記長、桐田書記次長、大和田財政部長、
　　山﨑組織部長、松本共闘部長、森田現業部長
　　第一地連／武田副議長、藤波事務局次長
　　第二地連／緒方副議長、原田事務局長
　　第三地連／増田議長、神埼副議長
　　第四地連／嶋根議長、山口事務局長
　　第五地連／根本副議長、山本副議長

＜東京清掃労組 委員長＞

　本日はお忙しい中、私どもの要請にお時間を割いていただいたことに冒頭お礼を申し上げます。
　本日は各地連からの役員も出席して要請をさせていただきます。わが組合の全組合員の思いであることを受け止めていただき、総務省の指導や人事院に追随することなく、特別区人事委員会としての自主的・主体的な対応を求めたいと思います。
　具体的な要請内容については、後ほど書記長のほうから発言をさせていただきます。

（委員長『要請文』読み上げ）

＜東京清掃労組 委員長＞

　それでは、引き続き書記長から発言させていただきます。

＜東京清掃労組　書記長＞

それでは、私の方から発言させていただきます。

西川委員長から人事委員会事務局長に要請書を手交

（書記長 要請項目について発言）

― 特別区人委員会回答 ―

＜人事委員会　事務局長＞

はじめに、**「標準生計費」**についてですが、例年、総務省の家計調査報告などに基づいて算定していますが、今後も算定方法について検討していきたいと考えています。

次に、**「勧告」**についてですが、時期につきましては、現時点では明確にお示しできませんが、勧告にあたっては、これまでと同様の考え方に基づき、今後の作業を進めていきます。

次に、**「給料表の策定」**についてですが、国や他団体の動向を考慮しながら、年齢別民間賃金との均衡が図られるよう、検討していきます。

次に、**「一時金」**についてですが、同種・同等比較の原則のもと、民間給与実態調査の結果や、国・他団体の動向を踏まえて検討しております。
また、期末・勤勉手当の支給割合等については、本年も民間企業の状況および国、他団体の動向を勘案して検討していきたいと考えています。

次に、**「地域手当」**についてですが、従前から、地域手当等を含めた給与水準を、民間の給与水準と均衡させるのと同時に、支給割合については、国との制度的な均衡を図ってきました。本年もこの考え方を基本に進めていきます。

最後に、**「高齢期の雇用問題」**についてですが、人事院において「定年延長を段階的に65に引き上げるための国家公務員法の改正についての意見の申出」が示されました。
引き続き国の動きを注視しながら、特別区職員の実態を踏まえた検討を進めていきます。

＜東京清掃労組 委員長＞

わが組合からの要請に対し、現時点での人事委員会の考え方が示されました。勧告の時期等を明らかにするよう求めたことに対し、明確な回答が示されなかったことは残念であります。

東日本大震災の影響で、勧告時期にも大きな影響を及ぼすことを懸念しています。先ほども申し上げたとおり、私ども東京清掃労働組合は、現業系職員が主体の労働組合であり、現業系職員の賃金にかかわっては、これまで通り労使交渉に基づく改定が図られることになります。十分な労使協議期間の確保を見据えた対応をされることを要請し、締めくくりとします。

以上

２０１１年１０月１２日

特別区人事委員会
委員長　西野 善雄　様

東京清掃労働組合
中央執行委員長　西川 卓吾

２０１１年度特別区人事委員会勧告作業に関する要請書

日頃、特別区職員の処遇改善に向けた、貴委員会の日々のご尽力に心から敬意を表します。

９月３０日、人事院は例年より概ね５０日遅れて、国家公務員給与に関する勧告を実施しました。本年の人事院勧告は、中高齢層を狙い撃ちにしたマイナス勧告、職員の生活を直撃する現給保障の廃止など、断じて認められない内容となっています。こうした勧告内容を踏まえた要請を行いますので、貴委員会においては、全国一高い生計費を必要とする首都圏で生活する組合員の強い思いであることを受け止め、誠意ある対応をされることを求めます。

本年の人事院勧告は、月例給の官民較差を△０．２３％、△８９９円とし、マイナス較差を解消するために俸給表の改定にあたっては、５０歳台後半層について最大△０．５％、４０歳台後半層で△０．４％、４０歳台前半層で０％～０．３％として引き下げ幅を強めたマイナス改定を実施し、３０歳台以下については据え置くとしました。

さらに、２００６年度から実施されてきた給与構造改革に伴う経過措置額を、平成２４年度は上限を１万円としながら２分の１を減額し、平成２５年４月１日に廃止するとしています。給与構造改革に伴う経過措置については、俸給表水準を平均４．８％引き下げ、これにあわせて調整手当を廃止、新たに地域手当を導入するに際して、特に最大約７％引き下げを強行された高齢職員について現給を保障したもので、このことを反故にして職員の生活を直撃する現給保障廃止は認められるものではありません。

本年の民間給与実態調査は、岩手県、宮城県及び福島県を除いて実施していますが、「東北３県の影響は限定的」としてマイナス勧告を実施する一方で、一時金については当然引上げとなる調査結果であるにもかかわらず、恣意的に判断し改定を見送った人事院の姿勢は、厳しく批判されなければなりません。

また人事院は、勧告とあわせて雇用と年金を接続するための段階的定年延長の実施に向けた意見の申出を行いました。貴人事委員会は、「高齢期の雇用問題」について、昨年の勧告で「引き続き国や他の地方公共団体の動向を注視しつつ、

特別区職員の実態を踏まえた検討を進めていく」としています。国と特別区では再任用制度の活用状況が大きく異なっています。特別区においては、再任用・再雇用制度が確立されていることを踏まえた制度の構築が図られなければなりません。

「定年延長」は、公的年金受給開始年齢までの空白期間を解消するための措置です。定年延長による労働条件等が、再任用制度を含めた現行の労働条件を下回ったり、選択の幅を狭めるなどということがあれば、本末転倒です。

定年延長を含む「高齢期の雇用問題」について、貴委員会の検討状況を伺うとともに、特別区における再任用制度の活用状況や、清掃職場の実態等を踏まえた検討を進めるよう求めます。

高物価の首都圏での高額の家賃負担や、生活費全般にわたり重い負担を強いられている現状を踏まえると、賃金の引き上げや諸手当の改善は、私どもにとって喫緊の課題となっています。公務員の賃金等については、勧告制度の影響を大きく受けざるを得ません。現業系職員の賃金は労使交渉において確定する扱いとなっていますが、人事院勧告・各人委員会勧告は、現業系職員の給与改定にも大きな影響を及ぼします。特別区人事委員会の果たす役割は極めて重要となっています。

本年の民間給与実態調査実施時期が、東日本大震災の影響により例年よりも大きく遅れたことにより、特別区人事委員会の勧告時期にも大きな影響を及ぼすものと懸念しています。私ども東京清掃労働組合は、現業系職員が主体の労働組合であり、労働協約締結権が認められていることを踏まえ、現業系職員の賃金にかかわっては、これまで通り労使交渉に基づく改定が図られなければなりません。十分な労使協議期間を確保するためにも、現在の勧告作業の状況、さらに勧告時期についても明らかにすることを求めるとともに、あらためて早期に勧告を行うことを強く求めます。

貴委員会は、労働基本権の代償措置機関としての中立的な第三者機関として、いかなる圧力や介入にも屈することなく、自主的な判断でその責任を果たすべきです。中立・公平な第三者機関としての責務と併せて、特別区職員の切実な要求を真摯に受け止め、改めて社会全体が活況を取り戻すような実質的な処遇改善に繋がるような勧告を行うことを強く要請します。

記

1　職員の給与は、生計費やその他の事情をも考慮したうえで定められるべきものであり、標準生計費の算出方法については、住宅事情やその他の諸経

費を含め、首都圏で生活するうえで多額の生計費を必要する実態に則したものとすること。また、その他の事情として清掃業務の職務内容は大変危険を伴う職務であり、困難な職務である。それらを十分に精査・考慮した上で勧告を行うこと。

2　十分な労使協議期間を確保するためにも、現在の勧告作業の状況、さらに勧告時期についても明らかにすること。

3　給料表の策定にあたっては、世帯形成及び子育て等による家計費の支出が嵩む層に十分に配慮した改善をすること。また、人事院、他団体に追随した給料表カーブのフラット化を行わず、職務への意欲を維持する観点から、すべての給料表において号給の増設を行うこと。

4　一時金についても月例給と同様に、同種同等比較を原則とすること。また、期末・勤勉手当の支給割合及び支給月数は、労使協議によるものであることを尊重し、「意見」の申し出は行わないこと。

5　国家公務員は全国各地に勤務先が存在することから、地域手当の合理性が認められるが、基本的に２３区内に勤務する特別区職員には何ら合理的な理由も道理も認められない。また、給料と地域手当の配分を変更することにより、退職金や年金に大きな影響を及ぼすもので、これらを最小限にするためにも地域手当は本給扱いとすること。

6　「高齢期の雇用問題」についての貴委員会の検討状況を明らかにするとともに、特別区における再任用制度の活用状況や、清掃職場の実態等を踏まえた検討を進めること。

以上